平成２７年（フ）第５６２号
埼玉県川越市南大塚３丁目６番地７　（ケアタウンつどい南大塚）、前住所東京都荒川区東日暮里６丁目59番７―402号
破産者　石塚　洋子
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９８４号
横浜市鶴見区岸谷２丁目10番21号　サニーハイツ201
破産者　廣田　勝盛
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９２号
横浜市中区弁天通３丁目43番地１　サングレイス関内705号室
破産者　平田　幹博
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３９号
愛知県豊明市西川町横井３番地１　ハイツ横井102号、従前の住所愛知県知多市岡田緑が丘３番地の11
破産者　森　圭一郎
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６２号
名古屋市中川区露橋２丁目３番24号　露橋ロイヤルハイツⅡ　611号
破産者　山脇　清澄
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０４号
名古屋市昭和区八雲町43番地の３　バローネ八雲401号
破産者　福岡　真理
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８３２号
京都府向日市上植野町堂ノ前５番地の３　イトーピア向日Ｂ―621号
破産者　藤山　美幸
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６９号
岡山県井原市西江原町1125番地12
破産者　花岡スズエ
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市西田２―20―１―408、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下竜尾町26番１号（季一遊311号）
破産者　森　照倫
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
北海道上川郡美瑛町南町１丁目６番11号
破産者　北川　文隆
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５０号
青森県むつ市栗山町１番33号
破産者　中井　　歩
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
千葉県南房総市市部355番地12　磯部コーポ106号、前住所秋田市桜１丁目３番13号　ビーダッシュ205号
破産者　東　　達也
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
山形県長井市川原沢986番地の３
破産者　蒲生　　護
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第４５号
山形県南陽市川樋1999番地、前住所山形県上山市大石２丁目６番29号
破産者　黒沢　一史
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第９６６号
横浜市瀬谷区下瀬谷２丁目23番地８　ベルヴィル瀬谷212、破産手続開始決定時の住所横浜市瀬谷区瀬谷１丁目21番地20　ハイツむらせ202
破産者　藤倉　匡継
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６９号
横浜市青葉区荏田北３丁目９番地４　ルーブルハウスＥＤＡ101
破産者　原田　慶太
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１７０号
横浜市青葉区荏田北３丁目９番地４　ルーブルハウスＥＤＡ101
破産者　原田　良重
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８号
新潟県燕市東太田1460番地３
破産者　北澤　　忍
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

第明治三十五種郵便物認可